

# 山本修さんをJRに帰任させよう！

9月3日東京地裁619号法廷において、山本修さんへの強制出向延長を正す第4回口頭弁論が開催されました。私たち原告側は本橋さん、木村さん、山本さんを証人申請し、準備書面と本橋・木村・管野・佐藤の陳述書を提出しました。

裁判長より被告（会社）側に「どこの組合とも協約・協定に『出向延長』と書いてないのか？」「入れない理由はあるのか？」という質問がされました。

また原告（組合）側に「本橋さんは協約締結に関わった人なのか？」「木村さんについては、山本さんをどこに戻すのか？ということなので陳述書でたりるのでは？」という質問がされました。

## 会社主張では54才以下の社員でも原則（永久）出向が可能？

会社は「①労働協約には出向期間延長に関する包括的同意が存ずる。②本件の出向期間延長命令は権利濫用にはあたらない。」主張しています。

しかし①基本協約・就業規則のなかに「出向期間延長」についての明確な規定は存在しない。会社が主張する最高裁判決（新日鉄事件）では労働協約・就業規則に出向期間延長の規定がある。また準備書面でも「出向とは別に、出向期間延長についての定めは置かれておらず」と会社自らが認めている。

②「社員の出向期間に関する協定」には「出向の期間は原則として5年以内」と明記しており、会社は5年を越えて意に反した出向命令は出せない。それは54才以上の社員にたいする原則出向の定めとも区別されている。会社の主張では「54才以下の社員に対しても原則（永久）出向が可能とされてしまい、54才以上の社員に対しての初めて原則出向が許されるという協約上の限定が全く意味がなくなさなくなる。

次回の第5回口頭弁論は、10月22日（火）9時55分から東京地裁619号法廷で開催されます。

第6回口頭弁論は、証人審問となります。12月3日（火）13時10分から東京地裁606号法廷で開催されます。

最大限の結集で山本さんと共に闘いましょう！